

市町村子ども・子育て支援事業計画の記載内容

～子ども・子育て支援法第 60 条の規定に基づき内閣総理大臣が定める「基本指針」より～

1. 基本的記載事項（必須記載事項）

(1) 教育・保育提供区域の設定

- ①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容
- ②各区域の状況等

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ①各年度における教育・保育の量の見込み
- ②実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ①各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- ②実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの、提供体制の確保の内容及びその実施時期

(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ①認定こども園の普及に係る基本的考え方
- ②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割や、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- ③地域における教育・保育施設や地域型保育事業者の相互の連携についての推進方策
- ④認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携についての推進方策

2. 任意記載事項

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等

- ①事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等

(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- ①産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ②特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ①児童虐待防止対策に関する兵庫県が行う施策との連携
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進に関する兵庫県が行う施策との連携
- ③障がい児施策の充実に関して兵庫県が行う施策との連携

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び基盤整備についての施策

(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

- ①第二期計画の始期である令和 2 年 4 月 1 日までに作成

(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

- ①第二期計画の始期である令和 2 年 4 月 1 日から 5 年を 1 期とした計画

(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

- ①各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等